

## 令和6年度 第1回加西市環境審議会

日 時 令和6年10月28日（月） 10：00～11：30（予定）

場 所 加西市健康福祉会館 2F 研修室

### 議事次第

#### 1. 開 会

#### 2. 議 事

- (1) 加西市環境審議会会長及び副会長の選出について
- (2) 加西インター産業団地地区における騒音振動規制区域の新たな指定について（諮問）
- (3) ゾーニングマップの更新及び地球温暖化対策推進法に基づく促進区域の追加設定について
- (4) 環境基本計画の進捗確認について

#### 3. その他の事項

#### 4. 閉 会

#### ※配布資料

- ・資料1 令和6年度加西市環境審議会名簿
- ・資料2—1 諮問書
- ・資料2—2 市の方針（案）
- ・資料2—3 騒音・振動に係る規制等について（概要）
- ・資料2—4 国・県からの通達等について
- ・資料2—5 加西インター産業団地 土地利用計画図（全体）
- ・資料2—6 3工区・5工区図面
- ・資料3—1 ゾーニングマップの更新及び地球温暖化対策推進法に基づく  
促進区域の追加設定について
- ・資料3—2 現地踏査結果
- ・資料3—3 促進区域図（案）
- ・資料4 環境基本計画進捗管理

## ○令和 6 年度加西市環境審議会委員

区分	氏名	団体名	役職
委員	中野 加都子	甲南女子大学	元教授
	尾内 良三	兵庫県立やしろの森公園協会	理事
	武田 義明	神戸大学	名誉教授
	尾崎 平	関西大学 環境都市工学部都市システム工学科	教授
	上田 萌子	大阪公立大学 農学部緑地環境科学科	准教授
	小坂 和也	北播磨県民局県民躍動室	環境参事
	森本 忠雄	加西市区長会	下里地区 代表区長
	河原 浩申	加西商工会議所	事務局長
	牧口 勇次	関西電力(株) 兵庫支社 播磨・但馬 コミュニケーション統括グループ	担当部長
	須和 憲和	神姫バス株式会社 次世代モビリティ推進室	部長
	長濱 秀郎	兵庫県地球温暖化防止活動推進員	推進員
	谷勝 公代	加西市くらしと生活を守る会	会長
	山下 紀明	環境エネルギー政策研究所	主任研究員 (理事)
臨時	住友 聰一	(公財) ひょうご環境創造協会	元環境技術専門員

加環環第953号  
令和6年10月28日

加西市環境審議会会長様

加西市長 高橋晴彦



加西インター産業団地地区における騒音振動規制区域の指定について（諮問）

加西市環境基本条例第20条第2項の規定により、次のとおり諮問いたします。

#### 1. 諒問事項

加西インター産業団地地区第2期3工区及び5工区地区における騒音振動規制区域の指定について

#### 2. 諒問理由

本市における騒音振動規制地域の指定は、昭和58年6月6日付大気第97号兵庫県環境局長からの通知に基づき、原則、都市計画法に基づく用途地域に連動して自動的に規制地域の指定を行っており、又用途地域の定めのない市街化調整区域の騒音規制区域は第2種区域、振動規制区域は第1種区域に指定しています。

加西インター産業団地地区第2期3工区及び5工区地区（以下「当該地区」）は、令和5年8月1日付けで工場立地を促進する地域として地区計画決定がなされているものの、市街化調整区域のままであることから、現時点で当該地区の騒音振動に係る規制は都市計画法上の工業地域より厳しい基準が適用されています。

つきましては、当該地区を都市計画法上の工業地域と同種の騒音振動規制区域に指定することについてご審議をいただきたく、諮問いたします。

#### 3. 答申希望時期

令和7年1月

## 加西インター産業団地地区における騒音振動規制区域の指定に関する市の方針（案）

加西市では、本市の農業と産業の持続的かつ均衡ある発展を図るため、加西インター産業団地への企業立地を促進し、地域内の兼業農家や非農家の安定した就業機会を確保することで、農家及び地域資源管理の担い手を育成するとともに、地域経済への波及効果及び雇用創出を目指している。

加西インター産業団地地区（以下「当該地区」）は、令和5年8月1日付で工場立地を促進する地域として地区計画決定がなされているものの（3工区・5工区）、都市計画法上の用途地域は市街化調整区域であることから、現状当該地区の騒音振動に係る規制は都市計画法上の工業地域より厳しい基準が適用されている。

企業誘致の観点からは早期に騒音振動規制を工業地域と同水準にすることが望まれるが、他方、住民の生活環境を保全する立場からは、住居の比較的近い場所に工場が立地する可能性があるだけでなく、当該地区に近接して現に居住している住民が存在することを考えると、当該地区の騒音振動規制を無条件で工業地域と同水準にすることには問題があると思われる。

このような状況を踏まえ、本市では、両者の均衡を図るため、当該地区は既に工場の立地促進を図る地域であるため、当該地区を原則工業地域と同種の扱いとするもの、当該地区の境界から当該地区内50mをバッファーゾーンに指定する。

なお、今後、工場立地を促進する地域として地区計画決定されている地域の騒音振動規制区域を、都市計画法上の工業地域と同種の扱いとする際は、環境審議会の審議を経ることとする。

### ■規制区域の変更（案）

	変更前	変更後
騒音規制法に基づく区域	第2種区域	第4種区域
振動規制法に基づく区域	第1種区域	第2種区域

## ■規制区域変更にあたっての考え方

### ① 市街化調整区域である当該地区を都市計画法上の工業地域と同種の騒音振動規制区域に指定変更することについて

兵庫県保健環境部環境局長から各市町長あての通知において、「騒音振動規制区域の指定は、都市計画法に基づく用途地域に連動して自動的に規制地域の指定を行うことが望ましく、用途地域の定めのない市街化調整区域の騒音規制区域は第2種区域、振動規制区域は第1種区域に指定すること」と明記されているため、当該地区は、工場立地を促進する地域として地区計画決定がなされているものの、現状市街化調整区域であるため、工業地域（騒音規制区域・第4種区域、振動規制区域・第2種区域）より厳しい規制区域に指定されている。

他方、環境庁大気保全局長から各都道府県あての通達では、「用途地域の定めのない地域についても指定を妨げるものではなく、現に用途地域の定めのない地域については、今後の用途地域の指定の動向、現に用途地域の定めのある地域の状況等を参考にして地域の区分のあてはめを行うこと」と明記されており、当該地区は、用途地域の定めのない地域（市街化調整区域）であり、既に工場立地を促進する地域として指定され企業の誘致活動も実施されているだけでなく、将来用途地域が工業地域に指定される予定もあることを考慮すると、市街化調整区域である当該地区を都市計画法上の工業地域と同種の騒音振動規制区域に指定変更しても差し支えないと解釈する。

### ② 騒音においてバッファーゾーンを適用することについて

当該地域の騒音規制区域を工業地域と同種の第4種区域に指定した場合、当該地域は市街化調整区域と隣接するため、騒音規制区域の第2種区域と接することになる。この場合、兵庫県保健環境部環境局長から各市町長あての通知を適用すると、当該地域において、第4種区域と第2種区域の境界線から第4種区域内50mは第3種区域(バッファーゾーン)になるため、近隣住民に対して一定の配慮がなされている。

## 【参考資料】

- ・騒音振動に係る規制等について（概要）
- ・国県からの通達等について

## 騒音・振動に係る規制等について（概要）

**■環境基準**

環境基本法第16条において、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「環境基準」が設定されています。

騒音は地域の類型及び時間の区分ごとに環境基準が定められていますが、振動には環境基準が定められていません。

## ○一般地域における騒音の環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

**■規制基準**

騒音規制法・振動規制法・県条例に基づき、指定地域において時間及び区域の区分ごとに規制基準が定められている。指定地域内の特定施設を有する工場及び事業場は規制基準を遵守しなければならない。

## ○騒音の特定施設を有する工場、事業場に関する時間及び区域ごとの規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	朝夕	夜間
	午前8時～午後6時	午前6時～午前8時 午後6時～午後10時	午後10時～ 翌午前6時
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	70 デシベル	70 デシベル	60 デシベル

## ○振動の特定施設を有する工場、事業場に関する時間及び区域ごとの規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前8時～午後7時	午後7時～午前8時
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

## ■区域区分の指定

法及び条例では、騒音又は振動を防止することによって、住民の生活環境を保全する必要がある地域（指定地域）について、市長が指定しています。

なお、指定地域の区域区分の指定は、原則、都市計画法第8条第1項第1号に定める用途地域に準拠しています。

○騒音規制法及び振動規制法に係る指定地域と都市計画法における用途地域等の関係

都市計画法上の用途地域等	環境基準 の類型	規制地域の区域区分	
		騒音規制法	振動規制法
第1・2種低層住居専用地域、 田園住居地域	A	第1種区域	<u>第1種区域</u>
第1・2種中高層住居専用地域		<u>第2種区域</u>	
第1・2種住居地域、準住居地域、 <u>市街化調整区域</u>	B	<u>第3種区域</u>	<u>第2種区域</u>
近隣商業地域、商業地域、 準工業地域		<u>第4種区域</u>	
工業地域、工業専用地域	C		

## 国・県からの通達等について

## ●騒音・振動に係る規制地域の指定について

昭和 58 年 6 月 6 日付大気第 97 号、兵庫県保健環境部環境局長から各市町長あての通知

※抜粋

- ・騒音振動問題、特に都市における騒音振動問題は都市の構造と深い関係があり、都市計画策定の段階で騒音振動問題について十分考慮し、騒音振動地域と用途地域を機能的に連携（騒音振動規制地域の指定は、都市計画法に基づく用途地域に連動して自動的に規制地域の指定を行う方法（スライド制））させることが望ましい。
- ・騒音規制地域について
  - ⇒都市計画法に基づく市街化調整区域は、原則として第 2 種区域に指定する。
  - ⇒第 4 種区域が第 1 種区域又は第 2 種区域と接することになる場合、境界線から第 4 種区域内 50 m を第 3 種区域とする。
- ・振動規制区域について
  - ⇒都市計画法に基づく市街化調整区域は、原則として第 1 種区域に指定する。

## ●騒音規制法の一部を改正する法律の施行について

公布日：昭和 46 年 9 月 20 日環大特 6 号

【改定】平成 5 年 7 月 26 日環大企 323 号・環大特 81 号・環大自 66 号

環境庁大気保全局長から各都道府県あての通達

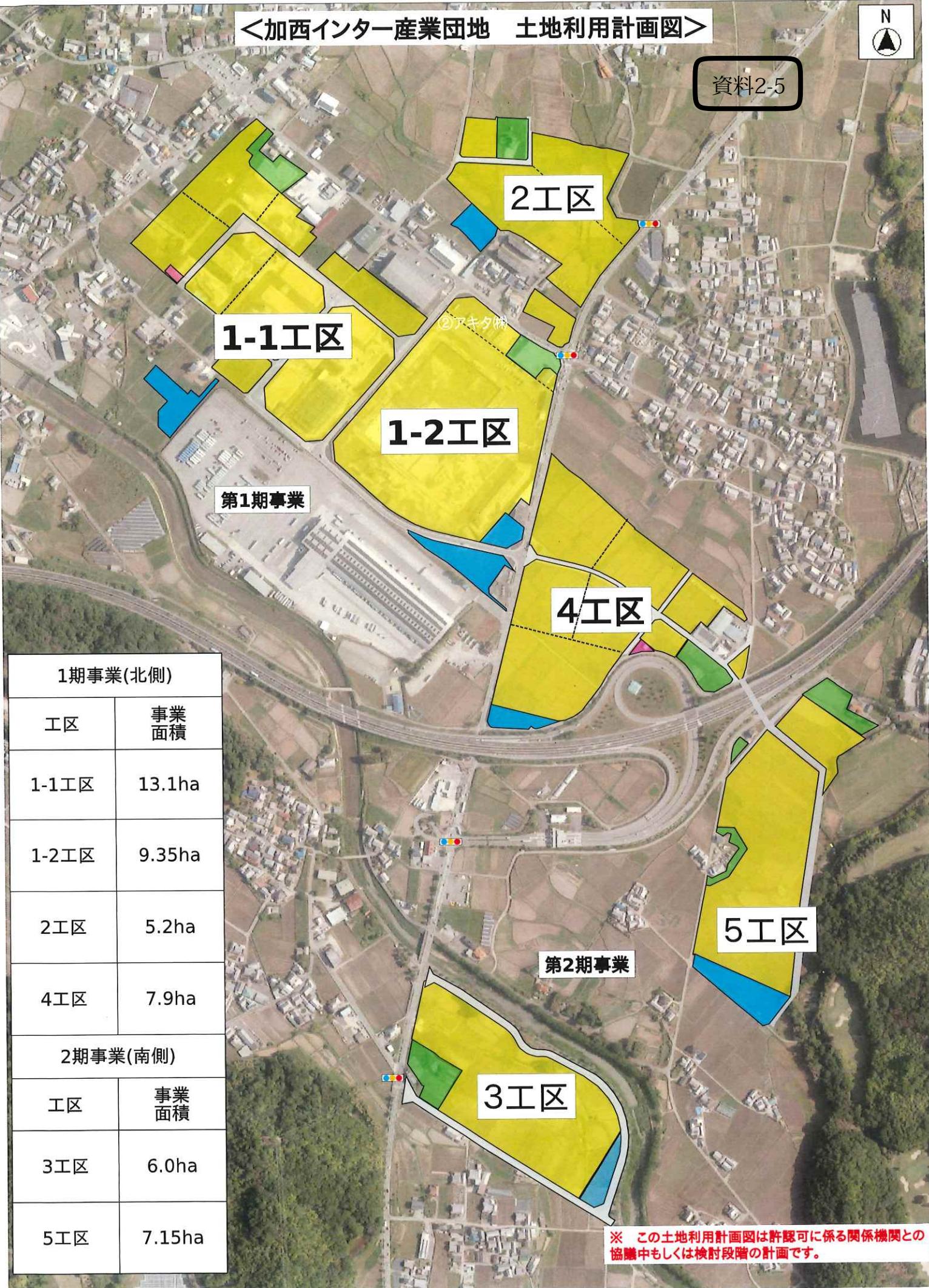
※抜粋

- ・地域の指定、区域の区分のあてはめは、住民の生活環境を保全する観点から行うものであり、用途地域の定めのない地域についても指定を妨げるものではなく、騒音防止の見地から適宜行われたいこと。現に用途地域の定めのない地域については、今後の用途地域の指定の動向、現に用途地域の定めのある地域の状況等を参考にして地域の区分のあてはめを行うこと。
- ・第 2 種住居地域と工業地域が隣接している場合の如く、用途地域の区分に従っては騒音防止が著しく困難と認められる一部の地域にあっては、用途地域の区分にとらわれることなく、騒音防止の見地から区域の区分のあてはめを行って差し支えないこと。

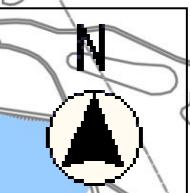
<加西インター産業団地 土地利用計画図>



資料2-5



資料2-6



5工区  
7.15ha

3工区  
6.0ha

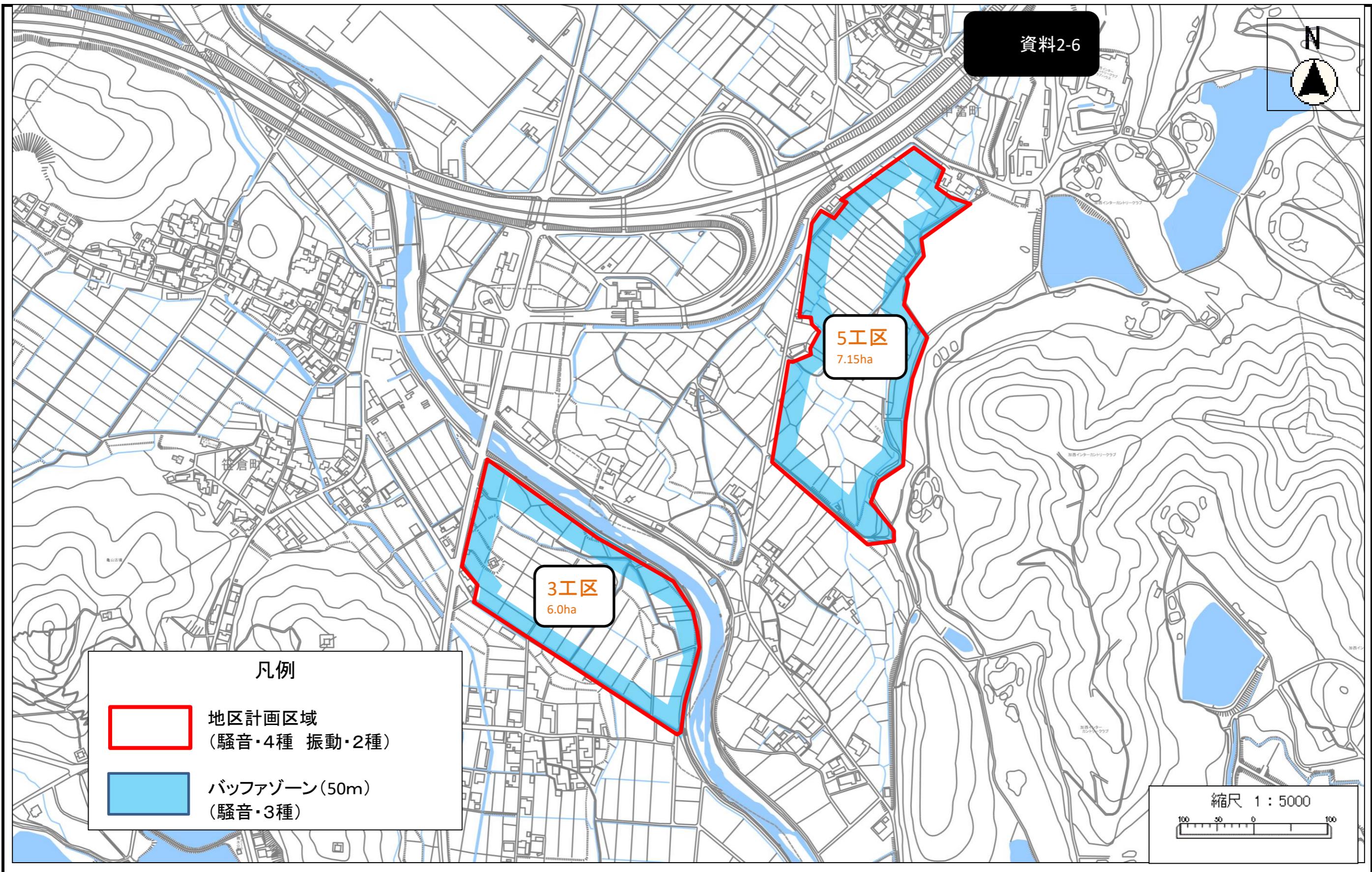
凡例

地区計画区域  
(騒音・4種 振動・2種)

バッファゾーン(50m)  
(騒音・3種)

縮尺 1 : 5000

100 50 0 100



ゾーニングマップの更新及び  
地球温暖化対策推進法に基づく促進区域  
の追加設定について

加西市

# 1. ゾーニング事業について(1)

## ◎太陽光発電施設の更なる導入の推進

加西市は2021年2月にゼロカーボンシティ宣言を表明、また同年3月に策定した気候エネルギー行動計画のCO<sub>2</sub>排出量削減目標の達成に向け、2030年度及び2050年度の再エネ導入目標を設定した。

## ◎環境等の懸念事項

他方、市内には生物多様性の観点から重要とされる豊かな自然環境が多く存在するだけでなく、近年は太陽光発電の設置に伴う自然災害や景観等への懸念が指摘されていることから、設定した再エネ導入目標を達成するには、自然環境等と調和した再エネ導入が必須である。



太陽光発電施設の設置を**推進する地域**と**抑制する地域**を区分し、環境等への影響を最小化するため、ゾーニング事業を実施。

# 1. ゾーニング事業について(2)

## ■ 令和4年度の取り組み

防災や環境保全の観点から、市域を太陽光発電の導入を抑制するエリア（保全エリア）と導入に際して何らかの課題が残されているエリア（調整エリア【5エリア】）に区分。  
詳細は下図のとおりであり、促進区域の設定に向け、環境調査を実施した。

エリア区分		エリア区分の考え方
保全エリア		環境保全等の法令等により大きな制約がある又は重大な環境影響が懸念される等により保全するべきエリア
調整 エリア	生活環境への影響懸念エリア	住居が多数存在する地域であり、騒音や反射光等の生活環境への影響が懸念されるエリア
	自然環境への影響懸念エリア	自然環境が保全され、多様な生態系や自然景観等が保全された地域であるため、これら自然環境への影響が懸念されるエリア
	農業への影響懸念エリア	集団的に存在する農用地や生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地であり、加西市における農業への影響が懸念されるエリア
	森林管理への影響懸念エリア	地域森林計画の対象となる民有林であり、森林管理への影響が懸念されるエリア
	環境等への懸念事項が比較的少ないエリア	環境影響等が比較的小さく、その他課題等も比較的少ないと考えられるエリア

# 1. ゾーニング事業について(3)

## ■令和4年度における促進区域設定に向けた取組み①

次の条件を満たす遊休地(ため池・公有地等)の環境調査を実施

- ①公共施設等の屋上
- ②公共施設等の敷地内の未利用地
- ③周辺に公共施設等の消費地が存在するため池

### ため池の選定理由

#### ・ため池の発電可能性

市内には1000余りのため池が存在し、8,000m<sup>2</sup>以上の規模のため池の分布状況を調査したところ、市域全体で10MW(500KW、20か所)以上の新規開発の可能性があることが判明した。

#### ・ため池の安全管理・環境管理

ため池の多くは、水利組合や集落などの受益者を主体とした組織によって管理されているが、農家戸数の減少や土地利用の変化から、管理及び監視体制の弱体化が懸念されている。ため池で太陽光発電事業を実施することにより、ため池管理者とともに発電事業者が連携して安全対策を行うことにより、地域への負担を極力低減されることが期待される。

## 1. ゾーニング事業について(4)

### ■令和4年度における促進区域設定に向けた取組②

環境調査の結果、「ため池はそれぞれ異なる環境を有し、全ての環境を把握することが困難であるため、ため池をエリア設定によりゾーニングで区分することは容易ではない。」との指摘から、令和4年度における促進区域の設定には至らなかつた。

⇒したがって、ゾーニングマップにおけるため池の取り扱いについては以下の通りとし、報告書を作成の上、公表した。

- ・保全エリア内に位置するため池は、他の保全エリアと同様に、保全エリアとして取り扱う
- ・調整エリア内に位置するため池は、ゾーニングマップの対象としない

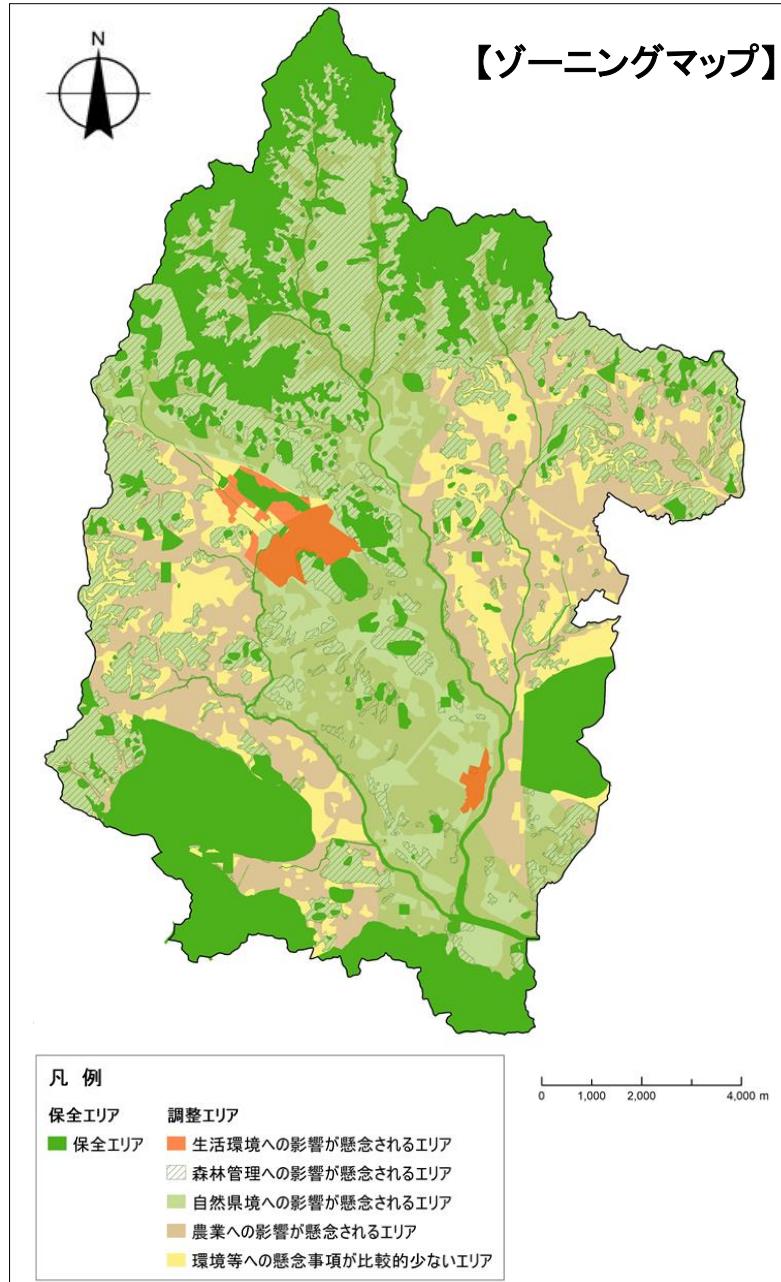
# 1. ゾーニング事業について(5)

## ■「ゾーニングマップ」を作成

【範囲】: 加西市全域

【対象】: 10KW以上の太陽光発電設備(ただし、建築基準法第2条第1号に規定する建築物に設置されるものを除く)

【促進区域】: 次年度以降の設定を目指す



# 促進区域の設定に向けた取り組み

## 2. 促進区域の設定について

### ■令和5年度の促進区域設定に向けた取り組み

令和4年度時において環境調査を実施した「公共施設等の屋上」について検討。

⇒「調整エリア」においても、一定程度生活環境等に影響が懸念されるエリアが多いことから、

令和5年度は、地域の景観や自然環境、防災面でも大きな問題になることの少ない

「市内全域の建築物等の屋根上」を促進区域に設定。

⇒上記を反映した区域施策編の改定(令和6年3月)

#### 加西市気候エネルギー行動計画(一部抜粋)

##### 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）

本市の促進区域は、市内全域の建築物等の屋根上を対象とします。

なお、事業提案型で促進区域の提案が行われた際など、今後も個別に促進区域を追加設定することを検討していきます。

**促進区域：市内全域の建築物等の屋根上**

### 3. ゾーニングマップの更新について(1)

#### ■令和6年度の取り組み

##### ○ゾーニングマップ更新の背景

令和4年11月に採択を受けた脱炭素先行地域事業において、市の施策としてため池の有効活用を推進

##### 【先行地域の取組(一部抜粋)】

###### ●地域エネルギー会社の設立運用

市内に再エネ電源を開発(PPA事業等)し、既存住宅含めた市域全体にその電力を供給することで、エネルギーの地産地消とエネルギー代金の域内循環を同時に実現する。

###### ●全ての市公共施設の脱炭素化の実現

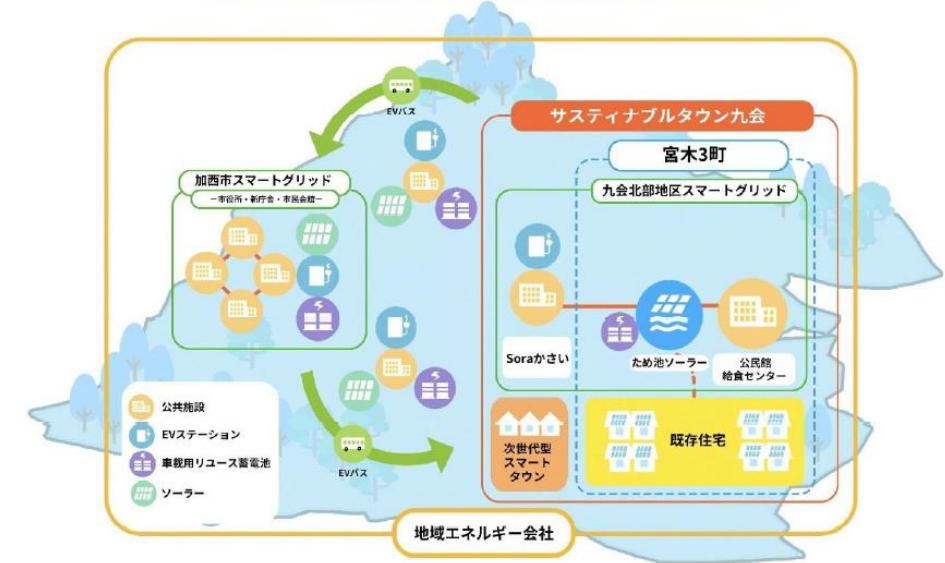
市遊休地等に太陽光発電設備や蓄電池を設置し、発電した再エネを市公共施設に供給し全ての公共施設に供給し、全ての公共施設の脱炭素化を図ると同時に、市域全域のレジリエンス強化を実施する。

###### ●サステナブルタウン九会の実現

九会北部地区内の3公共施設をスマートグリッド化し、ため池ソーラーからの電力を、車載用蓄電池とエネルギー管理システムの活用により自家消費率70%で提供する。

脱炭素先行地域の取組イメージ図(下図)

分かち合うみんなの電気 蓄電池のまち加西  
～地産地消エネルギーで結ぶ集落のくらし～



### 3. ゾーニングマップの更新について(2)

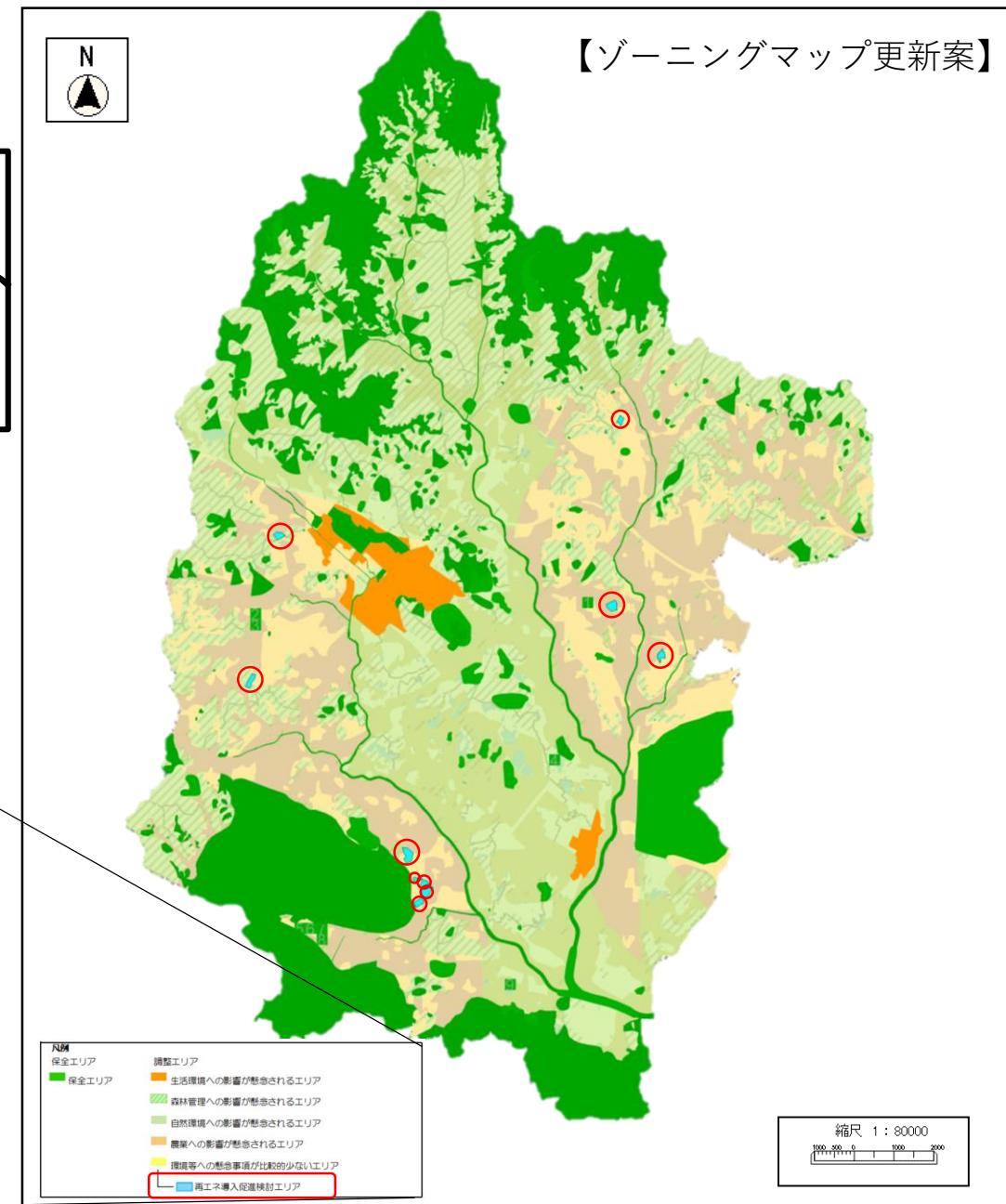
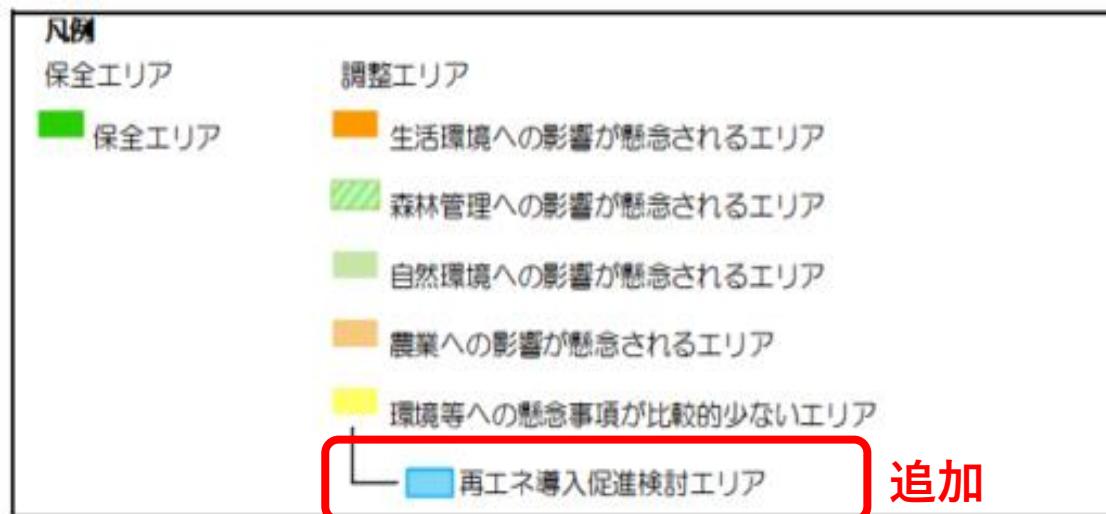
#### ■調整エリア内に再エネ導入促進検討エリアを追加

##### 【対象範囲】

環境等への懸念事項が比較的少ないエリアのうち、現地踏査及びポテンシャル検討を実施したため池（※令和4年度事業）

※該当は○で示すとおり。

※該当ため池の現地踏査結果については、資料3-2のとおり。



## 4. 促進区域の追加設定について(1)

### 追加①: 公共施設等の敷地内の未利用地

⇒ 脱炭素先行地域事業に係るFS調査等の実地調査において、希少種等の生育等が確認されず、環境への影響が比較的少ないと判断された調整エリア内の公共施設等敷地内の未利用地を設定する。促進区域に設定する公共用地は表1のとおり(案)。

表1 促進区域一覧(公共施設等の敷地内の未利用地)(案)

名称	所在地	設置規模 (kw)	発電量 (kwh/年)
① 衛生センター（隣接地含む）	鎮岩町699-5	1,300	420,000
② 幼稚園跡地	別府町甲1624-1		
③ ノ	西野々町80-1	556	583,800
④ ノ	北条町北条391		
⑤ 公営住宅跡地	山下町2349-32		
⑥ ノ	北条町東南3-21	577	605,850
⑦ ノ	上宮木町515-33		
⑧ ノ	別所町694-11		
⑨ 保育所跡地	若井町2840-3	172	180,600

## 4. 促進区域の追加設定について(2)

### 追加②:再エネ導入促進検討エリアに存在するため池

⇒P.8に示す再エネ導入促進検討エリアの中から、ため池が個々に有す特性などを踏まえつつ、市の方針と一致するため池を個別に選定し、抽出する。促進区域に設定するため池一覧は表2のとおり(案)。

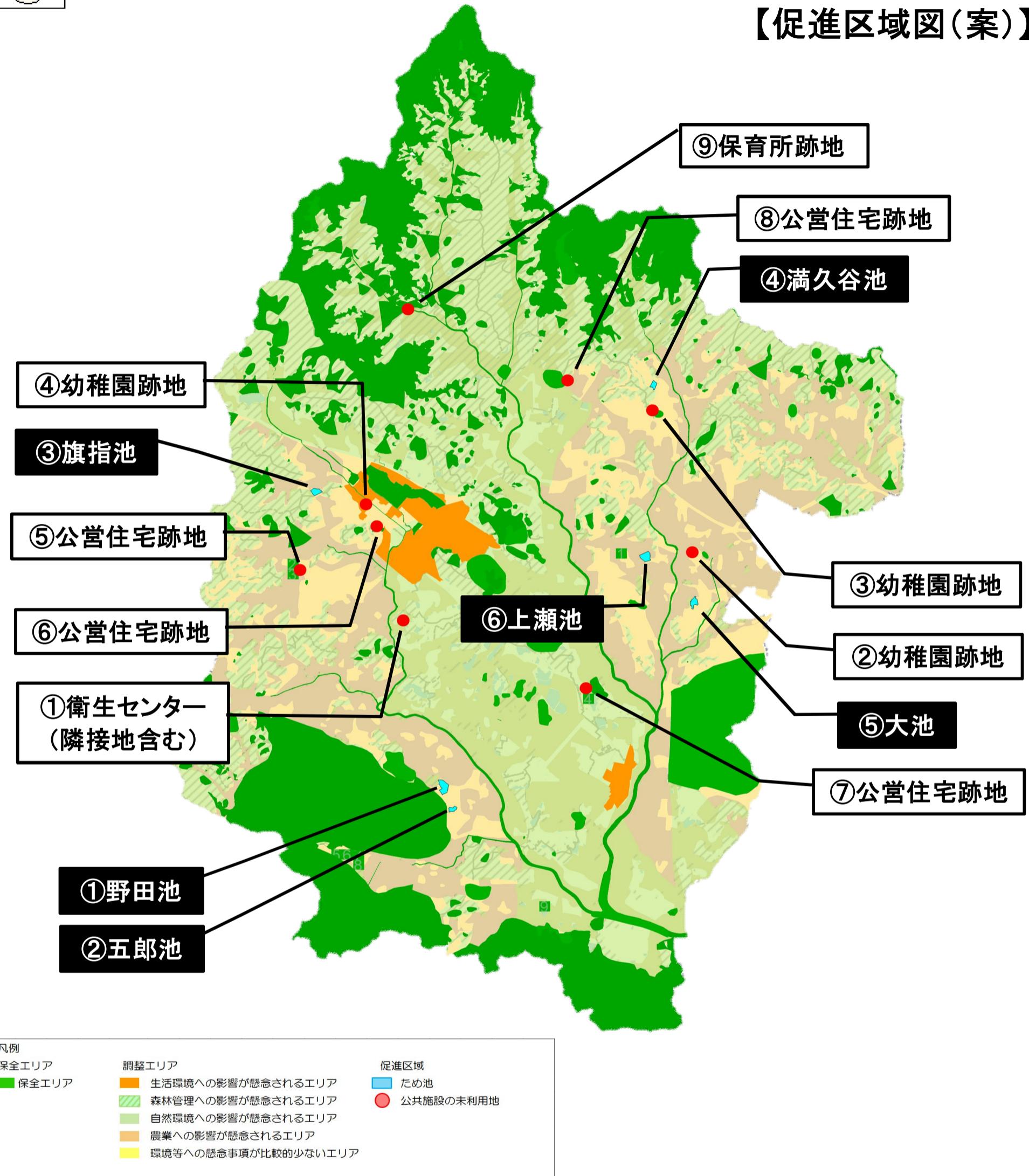
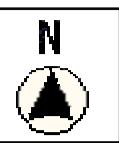
表2 促進区域一覧(ため池)(案)

名称	所在地	設置規模(kw)	発電量 (kw/年)
① 野田池	野田町字後山449	556	583,800
② 五郎池	西笠原町字大谷171-1	169	177,450
③ 旗指池	市村町字谷田525	250	262,500
④ 満久谷池	和泉町字マク谷264	204	214,200
⑤ 大池	常吉町字池ノ内1133-6	254	266,700
⑥ 上瀬池	別府町字桃子岡甲310	222	233,100

## 現地踏査結果

名称	面積 (m <sup>2</sup> )	周辺環境	特記事項	生物調査結果に基づく留意事項	促進区域
野田池 (野田町)	40,000	集落(事業所含)、耕作地、森林、ため池	・ため池西側は護岸がコンクリート化されておらず、比較的多様な環境が残されている。 ・湿性～水生植物がみられない	・重要種は確認されず、水草等も見られないので、生物への影響は比較的小さい。	○
大池 (西笠原町)	40,000	集落、耕作地、森林、ため池	・ため池北側は浅くガガブタ群落が分布 ・干潟状の浅瀬はサギ等の餌場	・北側の浅水域を中心に重要種の水草が繁茂し、水鳥等の利用も見られるため、これらの水域への施設配置に留意する。	×
五郎池 (西笠原町)	12,200	集落、耕作地、森林、ため池	・西側護岸以外はコンクリート化されておらず、多年生の抽水植物が水際に分布 ・スイレン（外来水草）が南東部で繁殖	・西側を除く水際は抽水植物群落が分布しており、これら植生分布に留意する。	○
皿池 (西笠原町)	10,000	集落、耕作地、森林、ため池	・ため池北側～西側を中心に水際はなだらかな地形のため、水生植物が多く分布	・水際は浅く、重要種の水草が繁茂するため、これらの水域への施設配置に留意する。	×
上六蔵池 (西笠原町)	16,100	集落(事業所含)、耕作地、森林、ため池	・人工護岸化されているものの、ため池内は浅く、カガツタに覆われている。 ・周辺の事業所からの騒音があり、鳥類への影響が懸念。	・全体的に浅く、広範囲に重要種の水草が繁茂するため、これらの水域への施設配置に留意する。	×
中ノ池 (山下町)	27,000	集落、耕作地、森林	・ため池南側は比較的水深深く、マコモが一部分布する。 ・北側は流入により水深浅く、マコモ群落に広く覆われる。	・ため池北側は流入により水深浅く、マコモ群落に広く覆われており、これら抽水植物群落に留意する。	×
旗指池 (西上野町)	18,000	耕作地、森林	・池の周囲が全て人工護岸化されている。 ・大部分がヒシに覆われ、水際も水深が深いため、湿性植物等は見られない。	・重要種は確認されず、水草等も見られないので、生物への影響は比較的小さい。	○
満久谷池 (和泉町)	14,700	集落、耕作地、森林、ゴルフ場	・池の周囲が全て人工護岸化されている。 ・水際も水深が深いため、水草湿性植物等は見られない。（ウキサのみ）	・重要種は確認されず、水草等も見られないので、生物への影響は比較的小さい。	○
大池 (常吉町)	18,255	集落、耕作地、森林	・集落、耕作地、森林、ゴルフ場	・ヒシやオイアイの異常繁茂が水質や水鳥の生息環境に支障をきたさないよう留意する。	○
上瀬池 (別府町)	15,960	集落、耕作地	・ため池の西側以外は人工護岸であり、水際自然度低い。 ・水面は全域がヒシに覆われ、富栄養化の進行が伺える	・重要種の確認も少なく、生物への影響は比較的小さい。	○

## 【促進区域図(案)】



## 第2次環境基本計画進捗管理表

環境目標	活動指標	基準値 (R元年度)	実績値			目標値 (R8年度)	備考
			R3年度	R4年度	R5年度		
環境目標1 安全で良好な環境づくりと 地域の景観づくり	① 水洗化率	92.10%	92.90%	93.30%	93.40%	93.90%	・堅調に増加傾向。概ね計画通り進捗。
	② 県民まちなみ緑化延べ利用件数	9件	19件	21件	23件	30件	・堅調に増加傾向。概ね計画通り進捗。
環境目標2 生物多様性に育まれた 自然環境づくり	③ 動植物生態調査実施箇所数(実施累積数)	2箇所	9箇所	12箇所	17箇所	15箇所	・堅調に増加傾向。概ね計画通り進捗。
	④ 防護柵新設延長	6km	5km(4.97km)	5km(5.334km)	5km(4.815km)	6km	・約5kmで推移しているが、被害地域への設置は進んでいる。
環境目標3 廃棄物の発生を抑制する 循環型社会づくり	⑤ 市民1人あたり1日のごみ排出量	793g	811g	828g	840g	761g	・増加傾向にあり、現況では目標達成が困難。更なる取組みの推進が必要。
	⑥ ごみのリサイクル率	20.90%	18.13%	19.49%	19.78%	23.00%	・減少傾向にあり、現況では目標達成が困難。更なる取組みの推進が必要。
環境目標4 地球環境に配慮した 脱炭素社会づくり	⑦ 市域の温室効果ガス排出量	441千t-CO <sub>2</sub>	368千t-CO <sub>2</sub>	360千t-CO <sub>2</sub>	342千t-CO <sub>2</sub>	360千t-CO <sub>2</sub>	・堅調に減少傾向。概ね計画通りで進捗。
	⑧ 市内の太陽光発電設備導入量	109,732kW	124,944kW	128,110kW	129,292kW	123,000kW	・堅調に増加傾向。概ね計画通りで進捗。
	⑨ 公共施設における自立・分散型エネルギー・システムの構築件数	0件	0件	0件	0件	1件	・目標達成には長期的な取組みが必要であり、今後も関連する施策を継続する。
	⑩ 鉄道・コミュニティバス等の利用者数	365.5千人	365.2千人	408.6千人	418.7千人	431.0千人	・堅調に増加傾向。概ね計画通りで進捗。
	⑪ かさい防災ネット登録者数	5,155件	5,628件	5,709件	5,769件	現状値以上	・令和6年1月発災の能登半島地震以降、かさい防災ネットの登録者数が微増している。(令和6年1月～3月の間に75件登録)
環境目標5 地球の多様な主体が 一体となった環境づくり	⑫ 環境学習実施校数	15校	15校	15校	15校	15校	・現状を維持。計画通り進捗。
	⑬ 市民向け環境セミナー延べ参加者数	170人	242人	324人	391人	1,600人	・セミナー受入先の事情やコロナ禍の影響等により当初想定の進捗と乖離が生じている。 ・現行指標にて管理を継続し、今後の動向により適宜対応が必要。